

第4回研究会 竹内康博コメント

竹内 私は、コメントとなっていて、何もペーパーも作らずに来てしまいました。少し話だけはさせてください。

実は、宗務課の方で、去年、四国と九州で、各県の担当者向けの講習会で、「宗教法人と墓地に関する法律問題」ということで話をさせていただきました。原稿を先週出したばかりで、『宗務時報』の次号に載るかなということで、まだ校正をしていないのですけれども、そのときに、宗教法人というものはどうなのか、少しお話しさせていただきました。その中に一つ、上知令というものは、やはり非常に大きな影響を与えているのです。その上知令で、本当に経済墓地がどこまで上知されたのかどうか、資料がないものですから分からないのですけれども、かなり誤って上知された、いわゆる境内墓地もあるのです。ただそのあと、明治政府はいろいろな通達を出すのですけれども、明治6年に墓地の設置禁止という、このようなものを出すのです。これは、一応、新設や拡張をしてはならないということなのですけれども、明治政府は同じく明治6年に、2年間でやめますけれども、火葬禁止令を出しているのです。その結果、多分、墓地が足らなくなったのかなという気がしますが、その中で、何をしたかという、いわゆる墓地の拡張も一応禁止することになっているのですけれども、これについて、支障を来す村もあると思われるので、管轄下の一般諸寺院境内という寺院境内が出てきて、そこをはじめ、その他、永久墓地とすべき場所を調査し、図面をそろえて、これを大蔵省に伺い出るように達するものであると、このようなものを出しているのです。そうすると、この寺院境内が、永久墓地と認められていたということがあるという、この辺で、恐らく寺院墓地というものも改めて出てくるのです。新設は認めないにしても、拡張というものは、どうも私が行っている限りだと、いろいろなところで行われているという形ですので、完全に行われなかったかどうかということは、少し問題です。

もう一つ、明治17年の墓地埋葬取締規則の中の次の細目標準というものが出るのでありますが、ここの中に、「従前、別段の慣習あるものはこの限りにあらず」という、一応、「墓地は種族・宗旨を分かつたず、その町村に本籍を有し、もしくはその町村において死亡したる者は、何人にてても、これに葬ることを得。その従前、別段の慣習あるものは、この限りにあらず」というと、これは、やはりお寺の墓地と考えざるをえないのでしょうか。寺院墓地という言葉を使うときに、やはりどこかできちんと分けなければいけない、自分の宗旨・宗派の、最近檀信徒という言葉を使いますが、それ以外の人には埋葬または埋蔵はさせないという、そのような規約のある、きちんとした慣習などがあるものが寺院墓地であります。それ以外は寺院墓地ではないと、特に最近の宗旨・宗派を問わずというものは、これはもう宗教法人墓地ですから、少し分けて考えていただいた方がいいのかと思います。

すみません、今日、森先生の言っていた信教の自由との関係ですけれども、できる限り触れないで来ました。そこに触れると、多分、大変なことになる。いわゆる寺院墓地と信教の自由が最初に出てきたといいますが、今もそうですけれども、津の地方裁判所の事件です。

これは昭和 30 年代ですか、創価学会に皆さんが変わっていった中で、全国で裁判が起こるのですけれども、その中で、津の地方裁判所が一番初めに出すといいますか、最高裁まで行っていませんので、多分そこで終わったのかと思うのです。とりあえず、お寺側が墳墓撤去をして、出ていけと言って裁判をやると、お寺側が負けるのです。そこで、最終的に決着したことは、そのお寺のやり方による埋葬といいますか、儀式は、それには従わなければいけない。寺院墓地は、そのような特別な期で規制がかかったものだというように、今のところ考えるしかありません。最近、少しまた違う判決が出ていますけれども、やはりいろいろ事情があって、判決が出ているということですので、これから先、あまりそこに踏み込むと、大変なことなのかなとは、私の考えです。

一応、墓地埋葬法は、「国民の宗教感情に適合し」という、「国民の」というように書いてあって、いわゆる墓地の経営者側の宗教感情は、書いていません。そのような意味では、宗旨が替わったからといって、直ちに出ていくということもありえません。けれども、またその中で行われる儀式をどこまで許容するのかということが、今後、考えなければいけないのかと思うのです。先ほど少し言いました、津地方裁判所の逆のバージョンが今起こっていて、いわゆる創価学会は、創価学会員専用の墓地を造りました。中から離脱する人が出てきて、全く逆のことをやっているのですけれども、その辺をどのように考えるのかは、すみません、私は、ほとんど触れずにずっと来たということが現状です。

最近、年とともにいろいろなものが出てきて、送骨というものも出てきましたけれども、愛媛の例というのは、松山のすぐ隣のところで一度行きました。信教の自由からいくと、住職さんに話を聞くと、森先生も一緒に行かれましたけれども、「宗教者としてあたりまえのことだ。葬る人たちが誰もいないんだから、代わってそれをやるんだ」と、あそこは、今、ゆうパックだけです。佐川やクロネコさんはやってくれないのだそうで、ゆうパックは一応、骨つぼごと送ることができるのです。「これは、宗教者としてあたりまえじゃないですか」と言われたときに、「ああ、そうですね」と言わざるをえなかったといいますか、何か、なかなか反対もできません。ただ裁判自体は、納骨堂の許可が不許可になったわけです。不許可処分の取り消しということで、松山地裁で負けまして、高松高裁で負けまして、そこで終わりました。

判決文で捜して、また皆さんにお送りしなければいけないのですけれども、高裁の判決も一応もらっていますけれども、そのようになっています。